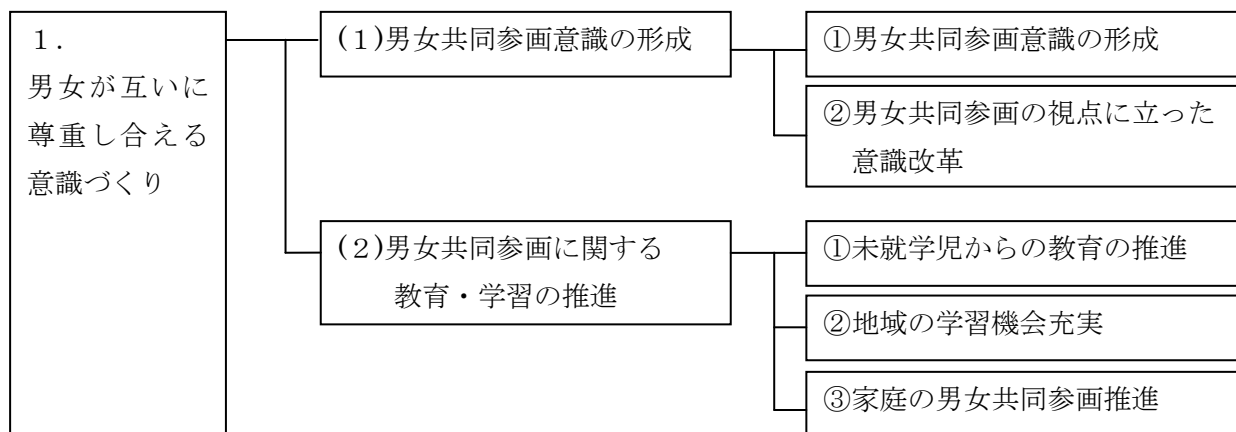


3章. 基本施策

1. 男女が互いに尊重し合える意識づくり



(1) 男女共同参画意識の形成

①男女共同参画意識の形成

- ・市の広報で「男女共同参画」について、わかりやすい定義で普及・啓発を行います。
- ・男女共同参画の意識を高めるための講演会や市政出前講座等を市内全地区及び希望団体等で開催します。
- ・男女共同参画に関する各種調査・統計資料の収集と整理、男女別等による市民への情報提供にあたり、ケーブルテレビ等により、分かりやすい言葉を用い啓発します。

②男女共同参画の視点に立った意識改革

- ・日常生活における男女の役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）について、男女が互いを尊重し合い、それぞれの立場で意思表示や意思決定を行う際に多様な選択肢があることの意識醸成に取り組みます。
- ・男女とも幅広い年齢層の、自治会、PTA、公民館、各種団体等への積極的な活動参加を働きかけるとともに、女性の意見が地域活動に反映されるよう、特にリーダー層の育成に取り組みます。

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

①未就学児からの教育推進

- ・未就学児から学校教育まで一貫して、児童生徒の発達段階に応じ、できるだけ早い時期から、人権の尊重、男女共同参画等に関する教育の充実に取り組みます。
- ・保健師・保育士・教職員など、幼児・学校・家庭の各教育関係職員及び、親を対象とした、男女共同参画に関する研修を行います。

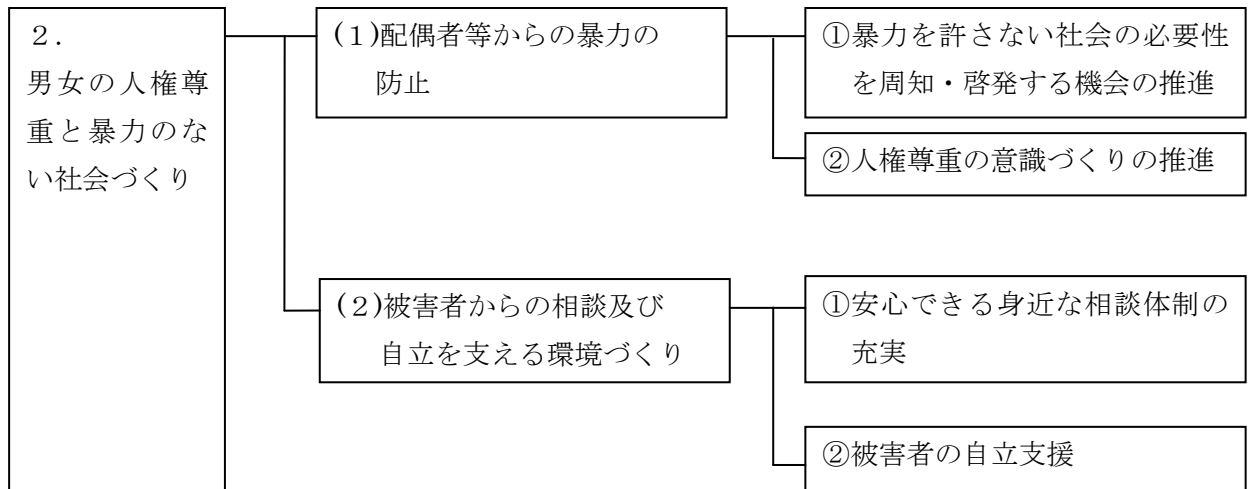
②地域の学習機会充実

- ・男女が共に積極的に生涯学習に取り組める体制づくり、及び市民意識の向上に努めるとともに、講座の中に男女共同参画のテーマを取り入れるなど、地域における学習機会の提供と体制づくりに取り組みます。

③家庭の男女共同参画推進

- ・男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性が集まりやすい時間や場所を考慮し、実践的な研修や講座を開催します。
- ・家庭において、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、子どもの個性を伸ばせるよう、講座開催等の教育機会を増やします。

2. 男女の人権尊重と暴力のない社会づくり



(1) 配偶者等からの暴力の防止

① 暴力を許さない社会の必要性を周知・啓発する機会の推進

- ・市民が広く「DVとは何か」を理解できるよう、必要に応じて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」について周知するなど、啓発活動を推進するとともに、男女の人権尊重を呼びかけます。
- ・要保護児童対策地域協議会など、関係機関との連携により、子どもへの虐待の早期発見を促し、また、リーフレット等啓発資料を活用し、児童虐待防止を呼びかけます。

② 人権尊重の意識づくりの推進

- ・職場や学校におけるセクシャルハラスメントやデートDVの防止とその啓発に取り組めます。特に、幼児期から小・中・高校生を対象とするジェンダー教育・DV予防教育に取り組むこととし、合わせて、保育士や教員等が幼児期からジェンダー教育を行えるよう、人材育成に取り組めます。
- ・高齢者・障がい者・健常者のだれもが、ひとりの人間として尊重され、共に同じように社会生活を営むことができるよう、意識啓発に取り組めます。

(2) 被害者からの相談及び自立を支える環境づくり

① 安心できる身近な相談体制の充実

- ・健康相談や健康診断等を通じて、身近に起こるDVや虐待の発見や情報収集を図り、データベース化に取り組めます。
- ・被害者からの相談について、民生委員や児童委員、人権擁護委員等との連携を図り、人権侵害や暴力に関するさらなる被害防止や、必要に応じ被害者に付き添ってのフォローなど、ワンストップによる一括した窓口を設置し、保護・支援体制づくりに

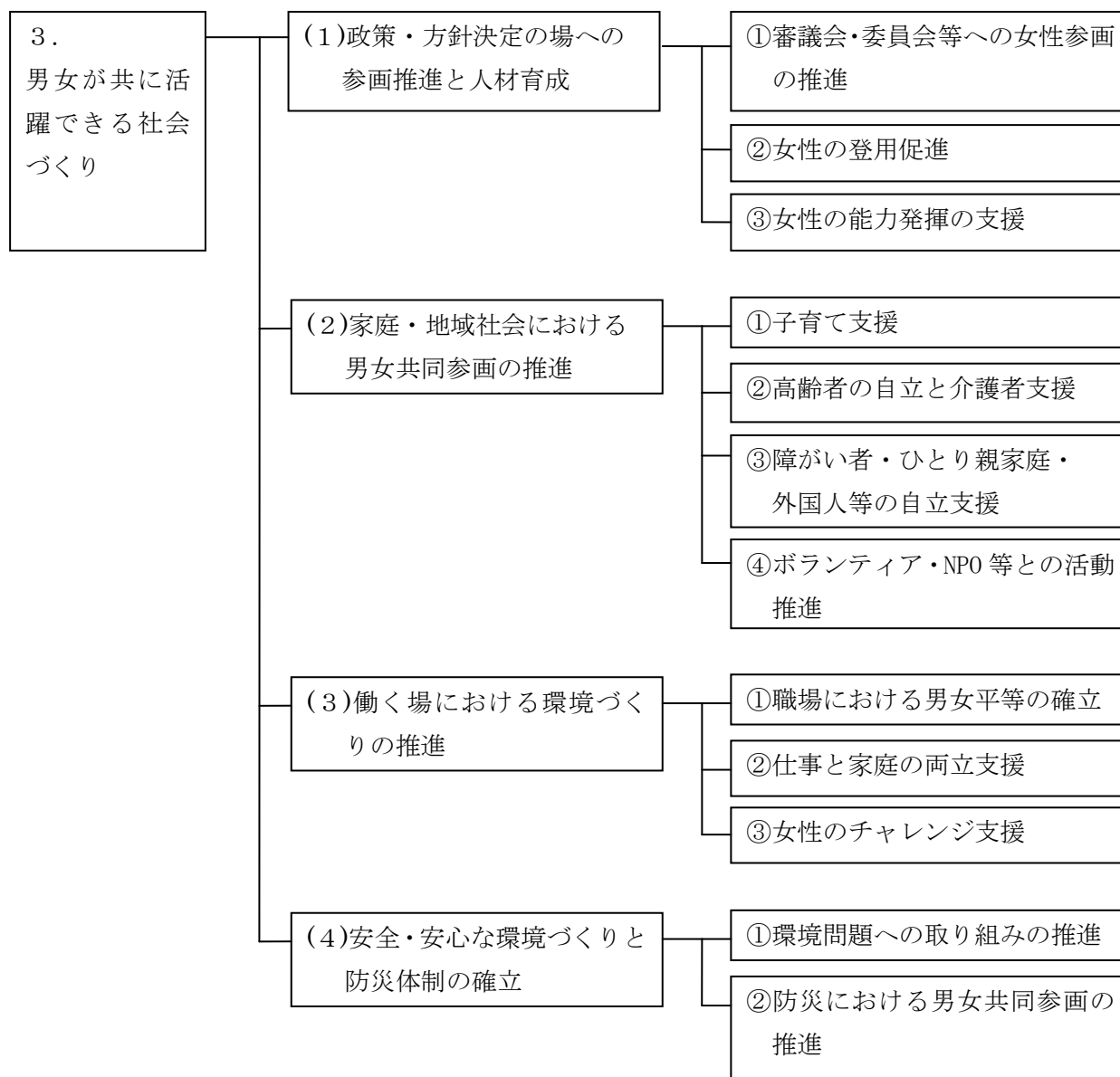
取り組みます。

- ・被害者からの相談及び自立を支える環境づくりに向けて、支援体制の強化・周知に
取り組みます。

②被害者の自立支援

- ・県女性相談センターをはじめ、カウンセラー、弁護士、関係機関等との連携強化に
よる被害者の自立支援に取り組みます。
- ・被害者の相談や自立支援を行える人材を育成するため、専門的な研修等に取り組み
ます。
- ・被害者間及び専門家等を交えたテーマ別の意見交換や対策検討、当事者の自立を支
援する活動に取り組みます。

3. 男女が共に活躍できる社会づくり



(1) 政策・方針決定の場への参画推進と人材育成

①審議会・委員会への女性参画の推進

・各審議会において、男女の比率を設定し、女性の積極的な登用を推進します。

②女性の登用促進

- ・政策・方針決定において、PTA、公民館、各種団体等の活動に参画する女性の意見を広く反映するよう取り組みます。
- ・市職員の女性管理職の登用を推進します。
- ・女性管理職の能力開発を目指す研修機会を充実し支援します。

- ・事業者が女性役員・管理職の登用に取り組むよう、人材活用に関する研修会の開催等を通じ、意識啓発と情報提供に取り組みます。

③女性の能力発揮の支援

- ・女性の経営管理能力向上や技術習得などに向けた研修・情報提供を推進します。
- ・農林水産業や商工自営業における女性の参画を推進します。
- ・起業等を志す女性の育成に取り組みます。
- ・地域活動における女性リーダーと女性団体グループの育成を促進し、交流ネットワークを支援します。

(2) 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

①子育て支援

- ・乳児保育・延長保育・一時保育・病後保育など、多様なニーズに応じた保育サービスの充実に取り組みます。
- ・子育て支援センターでの育児相談やファミリーサポートセンターの機能の充実、子育てに関する情報提供に取り組みます。
- ・小学生(低学年)の放課後や休日、夏休み等の長期学校休業日における居場所として学童保育の充実に取り組みます。

②高齢者の自立と介護者支援

- ・地域サロン事業や健康づくり事業の活動継続に必要な人材の育成・確保に取り組みます。
- ・高齢者が培ってきた技術や知識を生かした老人クラブ活動やボランティア活動、社会貢献に対する支援や高齢者が自立できるよう、活動に参画する男性ボランティアの増加に取り組みます。
- ・高齢者の就労環境向上や雇用情報の提供を行い、シルバー人材センター等の関係機関を支援します。
- ・要介護・要支援となる高齢者数の抑制を図りつつ、高齢者の介護サービスや介護施設の状況等を踏まえ、介護者の負担軽減につながるよう、介護相談及び介護教室の開催等に取り組みます。
- ・在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を推進します。

③障がい者・ひとり親家庭・外国人等の自立支援

- ・障害者・ひとり親家庭等への自立支援の充実を図ります。
- ・障害者・ひとり親家庭の親の就業を促進するため、訓練や資格取得を支援します。
- ・母子・父子自立支援員による相談・助言活動の充実を図ります。
- ・市民や市民団体の国際交流活動を推進します。

④ボランティア・NPO等との活動推進

- ・地域や企業とともに、ボランティアの普及啓発やボランティアに取り組む人材育成に取り組めます。
- ・ボランティア・NPO等と持続した活動との協働により、男女共同参画活動の推進に取り組めます。

(3) 働く場における環境づくりの推進

①職場における男女平等の確立

- ・雇用の場における均等な機会の整備と待遇の向上につながる取り組みを支援します。

②仕事と家庭の両立支援

- ・事業者及び市は、長時間労働の改善とともに、育児・介護・有給等の各種休暇取得に対する理解と体制づくりの普及啓発を進め、働き続けやすい環境整備を図ります。
- ・仕事と家庭の両立に関する取り組みを積極的に実施し、一定の成果を上げている事業者等について、ホームページ等で紹介することにより、市内事業所等への波及を目指します。

③女性のチャレンジ支援

- ・女性の再就職、キャリアアップへの支援を充実します。

(4) 安全・安心な環境づくりと防災体制の確立

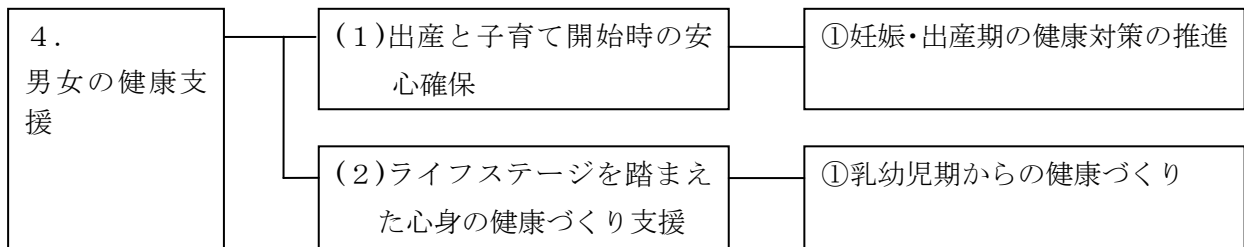
①環境問題への取り組みの推進

- ・安全な環境・保身を次代につなぐために、身近な環境に対する女性意見の採用など、環境問題解決の取り組みを推進します。

②防災における男女共同参画の推進

- ・男女を問わず、防災対策に主体的な役割を果たす人材の意見を尊重するなど、積極的に男女が参画できる機会づくりに取り組めます。
- ・地域の状況を踏まえつつ、防災組織等における女性リーダーの増員に向けて、積極的に男女の数的格差等を是正し、意思決定の場で男女の比率に偏りがないようにする仕組み（クォータ制度）の導入を検討します。
- ・自主防災組織における人材育成において、女性防災リーダーの育成にも留意し、防災・減災、復興をテーマとする講座の開設等に取り組めます。

4. 男女の健康支援



(1) 出産と子育て開始時の安心確保

① 妊娠・出産期の健康対策の推進

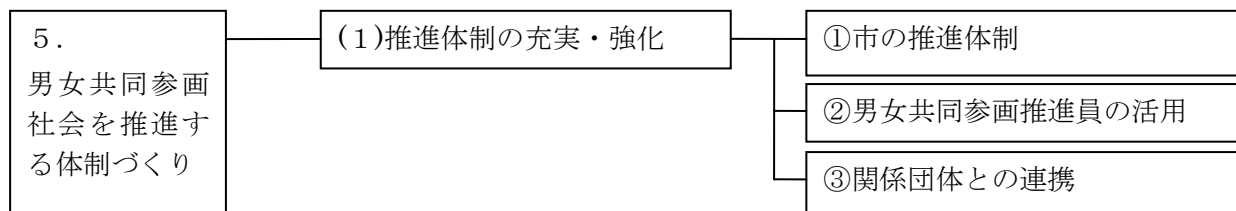
- ・生理的な男女の違い、特に女性の身体的特徴に理解を深めるとともに、性感染症予防や妊娠・出産期の喫煙・飲酒等について正しい知識の啓発に取り組みます。
- ・母性保護と健康づくりに関する正しい知識の普及を進め、心身の健康問題について安心して相談できる体制づくりに取り組みます。
- ・妊娠・出産等、変化の大きい女性の体や健康・権利等について、尊重する意識付けとともに、健康診査や保健指導・相談・医療などの保健医療対策等の充実を図ります。
- ・乳児・妊産婦の医療費や健康診査に係る費用等の助成、妊産婦やその夫のための育児教室、訪問・相談事業など、母子保健事業を充実します。
- ・母性保護に関する対策について、市民、事業主へ必要な情報を提供し、普及啓発を図ります。

(2) ライフステージを踏まえた心身の健康づくり支援

① 乳幼児期からの健康づくり

- ・ライフステージに応じた、的確な自己管理を行うことができるよう、健康診査や健康教育、予防事業、相談体制の充実に取り組みます。
- ・社会システムの多様化・複雑化に伴うストレスに対する相談・精神衛生に関する啓発や情報提供等を通じ、心の健康づくりを推進します。

5. 男女共同参画社会を推進する体制づくり



(1) 推進体制の充実・強化

① 市の推進体制

- ・男女共同参画推進審議会を年1回以上開催することとし、審議会から施策の実施状況に関する評価を受け、計画の見直し時には、変更・提言等を施策に反映します。
- ・行政機関内で関連する施策担当課が集まり、年1回以上、施策の進捗度や課題などを協議し、事業計画に反映します。
- ・南砺市協働のまちづくり支援センターを活動拠点とし、市内の関連団体等の活動支援や相互交流、相談窓口機能等の強化を図るとともに、施策に関して必要な調査・研究を行い、施策の円滑な推進に取り組みます。

② 男女共同参画推進員の活用

- ・人口が減少する中、施策方針をこれまでの男女共同参画推進員の増員から拠点における機能強化へと転換、地域活動への積極参画を図るとともに、他団体との連携により、地域リーダーとしての役割を果たすよう取り組みます。
- ・男女共同参画推進員南砺市連絡会は、推進員相互の交流と連携を図りながら、研修機会の充実に取り組みます。

③ 関係団体との連携

- ・テーマごとに関係団体等が集まり、連携した取り組みが生きるように情報・意見を交換する機会を定期的に設けます。